★ みなさんの「健康な生活」をおてつだいする ★
やまびこだより No.121
豊浦町総合保健福祉施設
〒049-5411 豊浦町字東雲町 16-1
TEL 83-2408 FAX 83-2477

# 障害者(児)の各手当て制度のご紹介

## ― 特別児童扶養手当 ―

「特別児童扶養手当」は、精神または身体に一定程度の障害を有する 20 歳未満の児童を養育している方に対して支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や児童福祉等に入所している児童などは対象となりません。

**◆支給額（月額）**

障害等級 1 級　52,500 円
障害等級 2 級　34,970 円

**◆支給期日**

毎年 4 月、8 月、12 月にそれぞれ前月分まで支給されます。

## ― 障害児福祉手当・特別障害者手当 ―

「障害児福祉手当」は、精神または身体に重度の障害を有するために日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の児童に対して支給される手当です。

「特別障害者手当」は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する 20 歳以上の方に対し支給される手当です。

◆支給額（月額）

障害児福祉手当　14,880 円
特別障害者手当　27,350 円

◆支給期日

毎年 2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれ前月分まで支給されます。

※受給者もしくはその配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。
※各手当を受給するためには、認定請求書を提出する必要があり、受給資格があっても請求をしないと支給されません。なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細は、豊浦町総合保健福祉施設やまびこ内の保険福祉係（☎ 83 - 2408）へお問い合わせください。

## 今月の手話 ～第12回目～

このコーナーでは毎月、日常で使える手話をご紹介しています。

今月はやまびこ保険福祉係の武田貴博です。

**「はじめまして」** Aは「初めて」、Bは「会う」という意味もあります。

A

水平にした左手の甲に右手の指先をかぶせるようにのせます。そこから人差し指を立てて、他の指をすぼめながら上げます。

B

両手の人差し指を向かい合わせながら、近づけます。